

公益社団法人日本モーターボート選手会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条-第2条）
- 第2章 目的と事業（第3条-第4条）
- 第3章 会員（第5条-第11条）
- 第4章 総会（第12条-第20条）
- 第5章 役員等（第21条-第30条）
- 第6章 理事会（第31条-第36条）
- 第7章 運営と組織（第37条-第41条）
- 第8章 資産及び会計（第42条-第46条）
- 第9章 定款の変更及び解散（第47条-第50条）
- 第10章 公告の方法（第51条）
- 第11章 雑則（第52条）

附則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本モーターボート選手会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、競技者の技能資質及び観衆を始めとした国民の社会貢献意識の醸成並びに競走出場に関する適正な条件の確保及び福祉厚生を図り、併せて海事思想の普及宣伝に努め、もってモーターボート競技を通じたスポーツの健全な発展並びに地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) モーターボート競走実施に伴う調査研究に関すること。
- (2) 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関すること。
- (3) 出場条件の改善及び事故・災害の防止に関すること。
- (4) 選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関すること。
- (5) 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関すること。
- (6) 海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関すること。
- (7) 社会貢献活動事業に関すること。
- (8) 機関誌の発行に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 「モーターボート競走法」に基づく選手登録を有し、理事会において入会が承認された者。

(2) 準会員 「モーターボート競走法」に基づく選手登録を有した者が新たに入会を申請した場合において、第6条に定める入会の承認がなされる日の前日までの期間にある者。

(3) 特別会員 第1号の正会員である者が、業務上の負傷などやむを得ない事由により「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則」第19条第2号又は第4号に該当し選手登録を消除された場合であって、理事会が特に認めた者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 第5条第1項第1号の正会員及び第3号の特別会員は、会員資格の取得及びその継続に伴い次の会費を本会に支払わなければならない。なお、金額については、総会において別に定める。

(1) 入会金 会員資格を取得しようとする者が入会申請時に支払うもの。

(2) 会費 本会の事業活動に要する経常的な費用に充てるため、会員がその資格を有する期間、定期的かつ継続的に支払うもの。

(任意退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会申請書を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当したときは会員資格を喪失する。

(1) 「ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則」に基づき選手登録を消除されたとき。ただし、本会の定める特別会員となった者を除く。

- (2) 第7条に定める経費の支払を6箇月間を超えて履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表含む）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第14条 総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故のあるときは専務理事がこれを代理する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、その正会員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員及び会計監査人の設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 9 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち会長を 1 名、専務理事を 1 名、常務理事を 1 名以上とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任等)

第 22 条 理事及び監事並びに会計監査人は、「役員選任規程」により総会の決議によって選任する。

2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の子族等割合の制限)

第 23 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 26 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表含む）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録を持って作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

（役員及び会計監査人の任期）

第 27 条 役員は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 正会員の役員は、会員資格喪失と同時に退任する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、第 21 条第 1 項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 28 条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

（役員等の報酬等）

第 29 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

（役員等の責任免除）

第 30 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事がこれを代理し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、常務理事がこれを代理し理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事がこれを代理し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、常務理事がこれを代理する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 運営と組織

(専門委員会)

第 37 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めた場合は、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(事故防止対策委員会)

第 38 条 前条の専門委員会のほか、本会に特別委員会として事故防止対策委員会を設置する。

2 事故防止対策委員会の委員は、理事会が選任し会長が委嘱する。

3 事故防止対策委員会は、競走の公正安全の確保及びすべての事故防止に関する事項を調査研究するとともに、次に該当する事案が発生した場合は速やかに審議し、その結果を会長に具申しなければならない。

(1) モーターボート競走法又はこれに基づく命令、規則若しくは処分に違反したとき。

(2) 本会の定款及び諸規程並びに機関の決議に反する行為があったとき。

(3) 本会の規律を乱したとき、又は会員としての本分に悖る行為があったとき。

(4) 本会の名誉を毀損し、又は会員としての体面を汚す行為があったとき。

(5) 本人の責に帰すべき事由により本会に重大な損害を与えたとき。

4 会長は前項の結果に基づき、除名を含む必要な措置を執行しなければならない。

5 前項により会員を除名する場合は、第 18 条第 2 項の決議を得なければならない。

6 事故防止対策委員会に関する必要な事項は、理事会の決定に基づき会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第 39 条 本会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問及び相談役は会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 40 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(名称許諾)

第 41 条 本会は、地域におけるモーターボートを通じたスポーツ振興の普及・啓発を促進するため、別に定める基準により、任意の団体または個人が「日本モーターボート選手会支部」等の呼称を使用することを許諾する。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、会長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を得て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入し、また支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

4 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(基金)

第46条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な規定は、理事会の決議を得て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は上瀧和則、会計監査人は監査法人 T S K とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 変更後の定款は平成 28 年 6 月 27 日から施行する。